

平成26年8月 全員協議会

平成26年8月18日（月曜日）

宮川 えみ子 議員（日本共産党）



※ [全員協議会について](#)

宮川えみ子議員

日本共産党の宮川えみ子である。

賠償について聞く。

国の原子力損害賠償紛争審査会の指針をもとに東京電力（株）が基準を決め、国から公的支援を受けて賠償金を支払う仕組みであるが、指針を逆手にとった東京電力（株）の不誠実な対応に被災者の不満が噴出している。エネルギー基本計画の策定により原発再稼働に走る国の姿勢は、東京電力（株）の姿勢を一層ひどくする。

最初に、長期間帰還できない避難者に対するふるさと喪失慰謝料について、帰還困難区域に限定されたことにより、道路1つを隔てて700万円のふるさと損失慰謝料が出ないことから、確執が生じてコミュニティが破壊されている状態である。地域住民の実態を考慮せず、放射線量で線引きする指針の見直しが必要と考えるが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

先ほど説明したことの繰り返しになり恐縮だが、審査会が策定する指針は、避難指示が解除される時期の見通しなど、その特性に応じて避難指示の区域ごとに一律に支払うべき賠償の目安を示している性格のものである。

議員指摘のとおり、帰還困難区域の方々に対しては、昨年12月に地元からの意見、要望を踏まえ策定した第四次追補により、いわばふるさと喪失という概念に立ち、長期避難に伴う精神的損害を一括賠償する。一方、居住制限区域及び避難指示解除準備区域においては、引き続き1人当たり月額10万円を目安として賠償する考え方をとった。

ただし、指針では同時に、明記していない損害についても個別具体的な事情に応じ、相当因果関係があれば賠償の対象となると明記している。東京電力（株）には繰り返しそのような趣旨に基づき対応するよう指示、指導しているところであり、今後ともこの趣旨に沿って対応したい。

宮川えみ子議員

去る3月、浪江町が復興庁及び福島県とともに住民意向調査を行った。それによると、線量基準で線引きした避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の区域区分にかかわらず帰還意向の傾向が同じであり、「戻る」18.8%、「判断がつかない」37.5%、「帰らない」も同じ37.5%という回答であった。つまり、ふるさと喪失の現実はどのような区域でも同じである。

国みずからの調査で町民の判断は明確に示されているのだから、ふるさと喪失慰謝料を帰還困難区域だけに限定するのはおかしいので、指針の見直しを当然すべきと思うが、調査との関係ではどうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

一部繰り返しとなり恐縮である。

あくまで指針は、類型的に示すことができる損害賠償の項目及び範囲について、一律に決めることができるものについて目安を示している性格のものである。したがって、この指針においては避難指示区域に根拠を置き、それぞれの特性に応じて目安を示している。だからといって、その違いが必ず最後まで存在しなければならないものではなく、あえて述べれば、個別具体的に相当因果関係があれば、その指針以上の賠償が十分あり得るということで、その合理的な対応を東京電力（株）に求めてきた。

なお、東京電力（株）の直接賠償で解決しないときに、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）が紛争の和解仲介をする仕組みを設けている。個別具体的な内容については個々において和解仲介するので、この活用も含め対応してもらえればありがたい。我々もしっかり運用していきたい。

宮川えみ子議員

富岡町及び浪江町は、議会も町も長期避難の実態に見合った町内一律賠償を行うよう強く求めており、国は実態に合った賠償を行うべきと思うので、繰り返しになるが求めておく。

次に、避難指示解除後の賠償について、東京電力（株）は解除後1年で打ち切っている。帰って来たものの、野菜やキノコなどは実害や風評被害等により売れず、働くところもない。ホットスポットも残っており、買い物する場所や医者も近くにないため何かと金がかかるが、事故前と違い収入が見込めないので困窮してしまう。

解除後1年で精神的賠償を打ち切るのではなく、生活できる賠償を継続するよう国は東京電力（株）に求めるべきである。第四次追補では、1年間は当面の目安であり、状況によっては柔軟な対応をとるとしているが、東京電力（株）は最低限しかやらない。

そこで、国は指針を見直すか、何らかの方法で生活が成り立つよう救済すべきと思うが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

昨年12月に取りまとめた第四次追補において、いわゆる「相当期間」については、原子力災害対策本部が決定した避難指示解除の要件が満たされることを前提としており、当面の目安として1年間としたところである。

ただ、あわせて第四次追補においては、その相当期間経過後の賠償についても、一定の医療や介護等が必要な方に関しては、地域の医療、福祉体制等を考慮する特段の事情がある場合という概念を導入し、そのようなことがあれば柔軟に判断することが適当と指針上明記している。

現在、第四次追補に基づき、東京電力（株）は住宅損害や精神的損害など具体的な賠償を開始しているが、今後相当期間についての運用も始まるものと思う。その中で、被災者の立場に沿った賠償の運用が東京電力（株）においてなされることを期待している。

繰り返しとなり大変恐縮だが、我々も第四次追補に基づく賠償の実施状況について、審査会で適時確認したい。

宮川えみ子議員

東京電力（株）に期待してもだめである。

きのう17日、川内村の避難区域のうち、村東部の避難指示解除準備区域の避難指示が10月1日に解除されることが決まった。しかし、一方では住民の不安も大きく、その理由に1年後の賠償の打ち切りがある。赤羽経済産業副大臣は「賠償や生活支援も別途考えなくてはならない」と述べている。一旦切ってしまったから無理というのではなく、現に困窮し、関係首長も求めているのだから、指針の見直しも含め何らかの支援策を行うべきと思うが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

いわゆる「相当期間」経過後、どのように対応するかについて、議員指摘のとおり、生活再建や復興は賠償だけでどう

にかなるものではなく、いろいろな施策を組み合わせ、政府全体として対応すべきものと考えている。文部科学省は賠償に関する指針や枠組みづくりに責任を持っているが、他省庁や関係機関としっかり連携して対応したい。

宮川えみ子議員

私は賠償も含めていろいろな施策を求めているので、ぜひよろしく願う。

次に、避難地域以外の県民に対する一律賠償について聞く。

福島民報社が6月25日に行った県民世論調査によれば、「普段の生活で放射線を意識しているか」の問いに対し、「意識している」と回答した人は50%に上っている。

避難地域以外の地区でもホットスポットがあり、低線量被曝による健康被害や心理的恐怖、差別と偏見を意識している。農作物の被害や風評被害、漁業の未再開、観光関連産業も復活していないなど、こうした中で生活している。若い人が避難して戻って来ないため、孤独な老人だけの暮らしもある。原発から60kmも離れているいわき市でも、原発事故後に3校の小中学校が廃校となった。

避難指示の有無や放射線に矮小化せず、避難地域以外の県民に対する一律賠償について、国は見直すべきであるが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

繰り返して恐縮だが、紛争審査会においては被災した自治体の方々からの要望も聞きながら、順次指針を策定してきたところである。

これも繰り返して恐縮だが、その中で類型化が可能で一律に賠償すべき損害の範囲や項目を示すことができるものについては、しっかりとその損害賠償の目安を指針として示してきた。

避難地域以外の方々についても、営業損害、就労不能損害を含むいわゆる風評被害や自主的避難等に関する損害については、指針において損害賠償の目安を示しており、我々としては東京電力（株）においてその対応が具体的に なされているものと考えている。

これも繰り返して恐縮だが、個別具体的な事情に応じ、指針に基づき、東京電力（株）において賠償の対応がなされているものと思う。今後、審査会において適切に東京電力（株）の賠償を確認したい。

宮川えみ子議員

東京電力（株）はそのとおりにやっていない。実態に見合った賠償を求めたい。

次に、浪江町に対するADR和解仲介案を東京電力（株）が受け入れ拒否している事態についてである。

去る7月22日、日本共産党福島県委員会、県議団、地方議員団は、原発問題を中心に政府交渉を行った。浪江町に対するADR和解仲介案を東京電力（株）が受け入れ拒否していることに対し国の指導を求めたところ、個別事案での言及は避けるとの回答であった。ADRセンターが示した最低限度の和解案すら受け入れを渋っている東京電力（株）に対し、国が指導しなくてどうするのか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

ADRセンターの和解仲介については、紛争審査会がつくる指針の趣旨を踏まえ、中立公正な立場から、申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介をしている。

浪江町の件については、6月25日に東京電力（株）において、ADRセンターからの和解案の一部を受諾し、その一部は受諾できないとの回答がなされたところであり、引き続きADRセンターで和解仲介が継続中である。

我々としては、まだその手続が進められている段階であるため、引き続き和解仲介をしっかり進めてもらいたいと思

ている。現時点でまだ結論が出ていないことから、具体的な中身について触れるのは、大変申しわけないが控えさせてもらう。

宮川えみ子議員

放射能汚染地図を見たらわかるように、浪江町は事故原発設置地区でないにもかかわらず、気象条件などにより町全体が汚染され、2万人近くの人たちが全国各地に避難している。このため町を挙げての集団申し立てとなった。

月々の精神的賠償は、自動車の自賠責保険における最低限の補償額に合わせたものである。自動車事故は時間がたてば治るが、原発事故は被害が拡大していく。同じ東日本大震災の被災県でも、原発事故のあった福島県だけは自殺者がふえ続けている。指針そのものをこの原発事故の深刻性を反映させたものに見直すべきであるが、どうか。

文部科学省原子力損害賠償対策室総括次長

繰り返しとなり大変恐縮だが、浪江町の案件については、文部科学省の審査会のもとにあるADRセンターにおいて、和解仲介を進めている段階である。その状況を見きわめてから必要に応じてその後のことを考えたいので、この点だけ理解願う。

宮川えみ子議員

福島県民に寄り添っていないと思う。被害に遭った県民が、元の生活どころか最低限度の暮らしすら保障されない。一方、歴代東京電力（株）の幹部も関連銀行も関連企業も、もうけるだけもうけて何の責任もとらない。ろくに賠償もしない。国も誰も責任をとらない。だから無責任な再稼働に走るのではないか。「再稼働より事故収束、賠償せよ」の県民の声を、国も東京電力（株）もしっかりと聞くべきである。

次に、地震・津波被災者の住宅再建問題について聞く。

住宅建設はこれから本格的に始まるが、物価や人件費の値上がりにより建設費用が急激に上昇しており、被災前の2～3割どころか4割の上昇という声もある。被災者生活再建支援法における支援金を増額すべきと思うが、どうか。

復興庁福島復興局次長

資材や人件費の高騰については、福島県のほか岩手県、宮城県でも同様に生じていると承知している。議員指摘の住宅再建についてはさまざまな観点からの工夫が必要と考えており、関係省庁含め、必要な予算も確保しながら住宅再建に取り組んでいきたい。

宮川えみ子議員

物価や人件費の値上がりにより公共事業も大変な状況であるため、見直しが行われている。グループ補助金も増額された。これは、物価や人件費が大きく膨らんでいることを認めたからではないか。個人の復興にもさらに力を入れていかなければ、本県は本当に立ち上がれなくなってしまう。個人の復興、一人一人の復興のため、誠意ある態度を強く求めていきたい。

次に、来年度までとされている集中復興期間の延長について聞く。

集中復興期間を5年限りで延長しないという国の姿勢は問題である。ハード面では一定程度、復興が見えるものもあるが、人間の復興は見えない。本県では3年5カ月が過ぎても、今なお約12万6,000人の県民が県内外に避難生活を余儀なくされている深刻な状況であり、集中復興期間の延長は当然である。

原発事故は時間がたつにつれ被害が拡大するが、本県の現状をどのように見ているか。

復興庁福島復興局次長

震災、原子力災害から3年5カ月が経過したが、福島県には原子力災害が大きな影響を及ぼしている。ようやく除染等も進み始め、復興事業も開始されたところと認識しているが、これをさらに加速化し、復興を目に見えるものにしたい。先ほど指摘のあった住宅再建なども、1つの大きな鍵になると思う。

宮川えみ子議員

福島県はこれからが集中復興期間である。例えば浪江町では、除染の仮置き場について、49地区のうちまだ3地区しか決まっていない。原発事故の特異性に鑑み、集中復興期間を延長しなければ問題が出てくる。

ほかの議員も述べていたが、原発事故については、国の安全神話がこのような事態を招いたものであり、私は国に加害者責任があると思う。そのようなことを見ても、集中復興期間を延長しないというのは非常におかしい。原発事故からさまたまな形で復興に動き出すのは、本当にこれからである。国の加害者責任を踏まえ、集中復興期間を延長しないことは納得できないので、その点説明願う。

復興庁福島復興局次長

ほかの議員の質問でも回答したが、復興期間全体は10年であり、そのうち5年間に集中復興期間としている。その後の5年間については、これまでの成果をしっかりと評価した上で、今後進めるべき施策等を重点的に進めるといった考え方に基づくものである。

福島県に関しては、まだまだ時間がかかると見込まれるところもあるので、我々としてはそのことも踏まえ、しっかり復興施策に取り組んでいきたい。

宮川えみ子議員

賠償にしろ集中復興期間の延長にしろ、皆さんの答弁を聞くと寄り添っていないと思う。原発推進のために福島を切り捨てるのではないかと考えている県民の声にもっと応えてもらいたい。

先ほど風化しているのではないかと指摘があったが、私は風化しているのではなく、風化させられていると感じる。国の命令で町から住民を追い出しておいて、あとは面倒を見ないというようなことは、とんでもないことである。徹底して国が責任を果たすことを求めたい。

以上で質問を終わる。